

# 幼保一元化をこえて(三)

守屋光雄



北須磨保育センターには、見学者が多い。報道関係者の取材の申し込みもたびたびある。

初めは、すなおに受け入れていたが、いちいち応待していくは、こちらの仕事もできないし、保育のさまたげになることもあって、最近は、きびしく制約している。前もって、見学の目的一何を見、何を聞き、何を問いたいか、方法—見学か、参加か、討論か—、日時、人数、氏名、職種などくわしくかいて申込んでもらい、センターの方で検討して、諾否を返事することにしている。無断、または予約なしで来た人は、どんな遠方から來た人でも、お断わりすることにしている。

このような制約も、結局は子どもの保育を何よりも優先したい意図からであるが、目的意識などの明確でない見学は、お互いにマイナスであり、とくに、こちらの都合など無視して強引

に来園される方（年度末の役人の出張に多い）には、憤りさえ感する。このようならん入者に、わが園を冒とくされたたくない。

見学者には、保育所関係の人が絶対多数で、幼稚園関係の方はきわめて少ない。「保育センター」という名称が、保育園を連想させるのか、「幼保一元化」は、とくに保育園で問題化しているのであるうか。

見学者の多くは、「散歩」のきびしさや、冬期の薄着、マラソン、裸体の群像、などに驚き、子どものいきいきとした姿をたたえ、幼保の差別を感じないことを認めて帰られるが、中には、保育センターで、零歳児保育をやつていないこと、五時以後の長時間保育を拒否していること、保育者の研修などのための休みが多いことについて、「保育者の権利のみ守られて、母親の働く権利が守られていない」と批判する保育園の保育者が

時々ある。

今回は、この点を中心に入論をしたい。

くどいようであるが、私が主張しつづけてきた、教育権と研

修権と労働権の三権三立論をもう一度述べさせてほしい。

幼稚園児には教育される権利が認められているのに、保育所

の子どもは、保護される権利しかない。幼稚園教諭は、教師と

しての研修の権利があるのに、保育所保母は教師でないという

理由から、早朝より薄暮まで、低賃金、重労働だけが強いられ

研修のための休暇も時間も保障されていない。子どもの発達や

保育者の研修権が保障され、真に働く母親の労働権を守ること

ができる保育機関が、質量共に少ない。

しかし、母親の労働権は、いたずらに多数の保育施設を増設

するだけでは守られない。その機関において、子どもの発達が

保障されることと、保育者の研修権を奪うような長時間労働な

ど劣悪な労働条件を強いることのないことが肝要である。母親

の働く権利は、保育者の労働権、研修権、子どもの教育権（学

習権・発達保障）を犠牲にしては保障されない。

研修権の保障されない保母は、子守りはできても、教育はできない。教育のできない保母の保育によつては、子どもの発達は保障されない。母親の通勤時間も加算された長時間託児が保

育所で果たされても、同じく婦人労働者である保育者を犠牲にし、なおかつ、子どもの発達を阻害したのでは、決して、母親の労働権も守られないし、婦人の解放も果たされない。

しかるに、最近、働く婦人たちよりの、産休あけからの、早

朝より薄暮に及ぶ長時間保育の要求が強く叫ばれてきた。

長時間保育の対策として、保母の時差出勤、保母の増員によ

る二交替制などが考えられる。先進諸国の水準に比べ、保育者

の受持児童数が多く、保育者の数が少ないわが国の現状を、せ

めて世界の水準並に早急に引きあげることが必要である。これ

によって、零歳児保育や長時間保育要求に一応応ぜられるし、

保育内容を充実することも可能になり、親と保育者の共闘も組

みやすくなろう。

しかし、かりに、増員が実現しても、保育者の時間外勤務、

交替制、またはパート労働者の利用による保育時間の延長や零

歳児保育の実施であれば、問題の本質的解決にはならない。働く

者自らが、働く者の時間延長やパート労働を使つたりする結

果になつたのでは、真に資本の側と対決することはできない。

そこで、最も望ましい労働運動としては、あらゆる職場での長時間労働の拒否、労働時間の短縮、有給休暇の増加の要求闘争を行することが考えられる。

その意味では、一九六八—一九七一年にわたって行なわれた小平保育園（東京都）の保母集団を中核とする長時間保育拒否、労働時間短縮の闘争は評価されねばならない。

彼女たちは訴えた。

「本来なら、保母はいつも人間味豊かな状態で子どもたちに接しなければなりません。しかし、低権利、劣悪な労働条件で、身も心もボロボロに疲れきった保母に保育される子どもたちが、ほんとうにしあわせといえるでしょうか」（平本正子）

「昼食時間もゆっくりとれない保母の労働は大変なものです。

低賃金、重労働、そのうえ長時間となると、子どもの安全すら保障できません。

こうした問題は、パートを入れたり、保母の数をふやすという保母の増員要求、待遇改善運動だけでは決して解決しないと思うのです……。

わたしたちが、まず最初にやらなければいけないのは、育児時間のための有給時間短縮要求だと思います。搾取されている時間をとりもどす運動ぬきに、長時間労働を支える長時間保育を決めるのはまちがいだと思います。

きびしいかもしけないけれど、自分の身を切り、相手の身を切らないかぎり、たたかいは進まないと思います。すぐ解決つ

かない問題だから、とりあえず長時間保育を、というのではなくて、だから、ここでがんばらなければならないのです。

いま、もし、すべての保育園が長時間保育を拒否し、母親が企業に労働時間短縮を要求すれば、単なる母親運動をこえた労働者の運動になるでしょう。……

パートにおしやられたら、そこにふみとどまつて、正職員と同等の待遇を要求するぐらいの意気ごみがほしいものです。

婦人労働者としてのたたかいの地点で、保母と母親は連帯していけるとおもいます」（西尾勝代）

小平保育園の超労働拒否闘争は、「全郡保育労働者共闘会議」の結成までに発展し、保母の労働条件を好転させることは成功したが、小平保育園の運営が小平市へ移管し、保母たちも配転させられ、運動はつづけられなくなつた。しかし、保育の現状を変革するのは、誰よりも保育者が立ちあがることであり、その方向を示したのが小平闘争であり、その歴史的意義は大きい。また、すでに働く母親たちの職場の中にも乳児の育児時間要求として、一～二時間の労働時間短縮をかちとつた組合もあるのであるから、一步をすすめて、育児時間要求の一環として、通勤時間、さらに、有給育児休暇を要求することも可能である。

「保育労働者の解放を射程に入れない保育問題の解決は誤り

であり、眞の女性解放の拠点としての保育所作りとはいえない」

参考文献または資料

（増野河奈江）のであり、保育問題を、労働運動の側からとら

えると、あらゆる職場での長時間労働の拒否闘争が必要になる

「長時間保育の論議を不必要とする体制づくりのために、婦人労働者の労働時間の根本的改革（労働条件を切りさげず、大幅な時間短縮と休暇の増加）に大胆な措置をとるべきであり」

（光山恭子）  
「母親が長時間労働の間、労働の権利を失わないにしても子どもには、長時間母親を奪われるのは困るという正常な子どもの求める権利を認めること」（松田道雄）  
である。

× × × × ×

われわれは、保育の原点に立ちもどり、幼保一元化をこえた「明日への保育」へと前進しなければならない。そのためには現体制を温存または修正するのではなく、これを解体して、そこから出直す必要がある。「破」より「立」へこそ、眞の改革、創造への道である。

（おわり）

前出のものの他、特に左記のもの

○婦人民主新聞 一九七〇年七月十日「長時間保育を考える」

○朝日新聞 一九七一年十一月二日 あすへの保育第三部 幼育群像（六）超勤拒否闘争

○朝日新聞 一九七一年十二月二日 あすへの保育第三部 幼保一元化（三）北須磨方式  
○西口俊子 一九七二年「働く婦人と地域社会」都市と生活第五卷 第五号 一四一―一九ページ  
○光山恭子 「病児保育のこと」—長時間・病児保育を不必要なとする体制を 朝日新聞 暮しの視点 一九七二年一月十八日